

京都市産業技術研究所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を
公布する。

平成 22 年 9 月 30 日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 41 号

京都市産業技術研究所条例の一部を改正する条例の施行期日を定め
る規則

京都市産業技術研究所条例の一部を改正する条例（平成 22 年 3 月 26 日京
都市条例第 51 号）の施行期日は、平成 22 年 10 月 1 日とする。

（産業技術研究所工業技術センター）